2020(令和2)年度 福祉サービス第三者評価 調査結果報告書

具志川厚生園 特別養護老人ホーム

契約日 2020 年 7 月 3 日

5

職員報告会 2020 年 10 月 21 日

2020年10月21日 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ 2020 (令和2) 年度

契約日	2020年 7月 3日
確定日	2020年10月21日

②事業者情報

 名
 称:
 具志川厚生園
 種 別:
 特別養護老人ホーム

 代表者氏名:
 知花 進
 定員 (利用室数):
 100
 名

所 在 地: 〒904-2202

沖縄県うるま市字天願 1983番地

Tel 098-972-6677

③総評

◇特に評価の高い点

① 利用者の家族等との連携と支援を適切に行い、法人として各施設の家族会代表で構成された運営協議会で意見や要望等を聞く機会が確保されている。

利用者の状況は面会時やサービス担当者会議、家族会等で報告している。利用者の状況が変化した場合は、生活相談員が家族に随時報告している。面会時やサービス担当者会議、家族会等で、提供しているサービスの説明をして要望を聞く機会としている。意見箱に寄せられた相談や意見等は「希望の声つづり」として対応結果を記録・保存し、毎年実施している家族アンケートから要望等を把握して、サービスの向上に努めている。「食事環境を考えてほしい」の意見に対し、検討結果を家族へ郵送している。各施設の家族会の代表者で構成する法人の運営協議会は、利用者の声や家族の意見・要望等が反映できる場となっている。第三者評価の家族アンケート結果で、「家族の要望・意見の聴取」や「介護計画の説明」、「家族への報告」、「職員は話しやすい」、「この施設を選んでよかった」等がいずれも90%以上の高い評価を得ている。

項目33、34、36、62

② サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、施設長は経営改善や業務改善に指導力を 発揮している。

施設長は、リスクマネジメント委員会等の各種委員会の委員長として出席し、業務改善や課題に取り組んでいる。また、定期的に施設内を巡回して利用者に声をかけるなど、現場の把握に心掛けている。職場環境の見直しとして、夜勤専属を配置して3エリアの夜勤を二人体制にすることでサービスの質の向上に努め、空床対策としては、待機者が即入所できる体制を確保している。職員間で虐待に対する認識に差があることが判明し、全職員に研修を実施している。インターネットバンキングの導入による業務改善等にも取り組み、指導力を発揮している。

項目12、13、16

③ 個別支援計画が適切に策定され、日々の実践に反映されている。

アセスメントはケアプラン作成業務標準書にもとづき、入所の際に家族及び入所前に関わった関係機関から情報を収集して、介護支援専門員や生活相談員、介護職、看護師、管理栄養士、機能訓練指導員等の多職種で協議を行い、利用者及び家族等の意向を含め同意を得て具体的なニーズを明確にした計画が作成されている。福祉サービス実施計画書の評価・見直しは利用者の認定期間終了や利用者の状態変化時に実施し、変更した施設サービス計画は多職種でモニタリングを行い、新たな問題が発生した場合は環境を整備し補助具などを工夫して、計画に反映させて取り組んでいる。変更した施設サービス計画書は職員へ回覧して周知する仕組みを整備している。

項目42、43

◇改善を求められる点

① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組の徹底が望まれる。

身体拘束等廃止対策委員会が定期的に開催され、多職種で情報を共有して切迫性と非代替性、一時性の3要件を満たしているかを検討し、家族に説明して確認を得て実施している。現在実施されている緊急やむを得ない身体拘束等を行う場合の3つの要件のうちの一時性については再度の検討、及び全職員で身体拘束廃止に向けて徹底した取り組みが望まれる。食事と入浴、排せつは生活支援の基本となるサービスであり、特に入浴と排せつ、着替えの支援においてはプライバシー保護への配慮が求められる。男女が一緒に入浴する場合はカーテンで仕切り、移動の際はバスタオルを使用して見えないように工夫しているが、男女の入浴の曜日や時間をずらすなどの検討及びトイレのカーテンの設置等については利用者のプライバシーに配慮した取組が望まれる。

項目48、50、51

② 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が望まれる。

生活支援課長をリスクマネジャーに選任し、家族には入所時に高齢者のリスクについて説明している。事故発生時の対応と安全確保については、手順書に沿って対応し、事故とヒヤリ・ハットの区分を明確にして報告書が提出されている。事故発生時は各エリアの職員で原因と対策を検討してリスクマネジメント委員会で報告・検討され、全職員に周知している。誤薬については、マニュアルに沿った実施がされているかを確認するとともに誤薬防止に向けた取組の強化が望まれる。

項目37

③ 中・長期の事業計画に沿った中・長期の収支計画の策定が望まれる。

中・長期的なビジョンを明確にした第3期経営計画(平成30年から3年間)が策定されている。 経営目標として「①利用者に対する姿勢、②社会に対する姿勢、③人材に対する姿勢、④マネジメントに対する姿勢」の4つの目標を設定し、それぞれに具体的な項目が記載されている。法人において毎年度、各施設毎の目標達成度が集計された年間目標達成度管理表が作成されている。中・長期の事業計画に沿った中・長期の収支計画の策定が望まれる。

項目4

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

特に評価の高い点で家族アンケート結果で利用者・家族からこの施設を選んでよかったとの高い評価を得る結果であったが、利用者サービス評価から見えてきた継続した課題や新たな課題に対し、改善に向け職員研修を通して職員個々のスキルアップを強化し、法人理念に示された利用者サービスの質の向上を目指して、利用者個々の思いやニーズを計画に反映し利用者サービスの満足度を高められるよう取り組み、地域から信頼され選ばれる施設を目指し取り組む。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

沖縄県 福祉サービス第三者評価 評価結果 (特養)

			着眼 点		評価項目	評価 結果
						職員の 計結果
	I #	富祉	サー	ピノ	スの基本方針と組織	
六	I –1	理	念·基	本	方針 	
通		I –1	- (1)	理	念、基本方針が確立・周知されている。 	_
		1	1	理念		b
		判	а		(福祉施設・事業所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図 ている。	54.0%
		断基	b	法人	(福祉施設・事業所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	38.1%
		準	С	法人	(福祉施設・事業所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	0.0%
	L		n			7.9%
			0	1	理念、基本方針が法人、福祉施設・事業所内の文書や広報媒体 (パンフレット、ホームページ等) に記載されている。	71.4%
			0	2	理念は、法人、福祉施設・事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、福祉施設・事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	60.3%
		着 眼	0	3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	46.0%
		点	0	4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	34.9%
				5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や家族への 周知が図られている。	30.2%
			0	6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	39.7%
			メント	•	理念、基本方針の明文化と周知について、法人の理念や基本方針は、ホームペ第3期経営計画に記載されている。法人の経営理念である「利用者本位のサービスの向上」「経営基盤の強化」「地域に貢献し地域の人々に信頼され愛される施設」現のため、施設が目指す方向や考え方を読み取ることができる。基本方針は、「公者の人権を尊重し、安全・安心・快適なサービスの提供に努める。②経営改革の信意欲を持ち透明性が確保され、効率的でバランスの取れた健全な経営に努める。公社会の一員としての自覚を持ち、地域との共生・共働に努め地域に密着した福祉展開する。」となっており、施設としてのサービス提供方針を明確にして職員の行範を示す内容になっている。理念や基本方針は、採用時や異動時に研修で周知を設める。、経営理念が記載された名刺を全職員へ配布し、年度初めの全体職務会で反図っている。職員は、朝のミーティング等で理念等を読み上げて確認の一環としている。理念や基本方針の周知状況は、毎年実施している業務標準・働き方の自己評価ののや職員とアリングで確認している。理念や基本方針をわかりやすく説明した資料を作成し、利用者や家族へ周知するが望まれる。	ス ①見③事亍図問で西のの利点地業動る知いチ質実用と域を規とを エ

結果 41.3 30.2 4.8 23.8 39.7 31.7 法 30.2
41.3 30.2 4.8 23.8 39.7 31.7 法
41.3 30.2 4.8 23.8 39.7 31.7 法
30.2 4.8 23.8 39.7 31.7 法
4.8 23.8 39.7 31.7 法 30.2
23.8 39.7 31.7 法 30.2
39.7 31.7 法 30.2
31.7 法 30.2
法 30.2
30.2
。 41.3
1
されてお 告され、 ー
30.2
33.3
4.8
31.7
況 33.3
27.0
34.9
28.6

	着眼 点		評 価 項 目	評価結果		
3 事	業計	画の		1471		
I -3	- (1)	中·	長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	4 ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。					
	а	経営	や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。	33.3%		
判断			や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策ていなく、十分ではない。	15.9%		
基準		経営	や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定して	3.2%		
	n	いな	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	47.6%		
		_	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にして			
	0	1	いる。	27.0%		
着眼	0	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	23.8%		
点	0	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	19.0%		
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	22.2%		
5	(2)	ф	設等の目標達成度が集計された年間目標達成度管理表が作成されている。 中・長期の事業計画に沿った中・長期の収支計画の策定、及び中・長期計画は 応じた見直しが望まれる。 ・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	· I .		
3	_			b		
判			度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	38.1%		
断基			度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	12.7%		
準		早十	度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	3.2% 46.0%		
	n O	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	30.2%		
着	0	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	31.7%		
眼点	0	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	19.0%		
<i></i>		4	■ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
=	メント	•	中・長期計画を踏まえた単年度の計画について、昨年度までは中・長期計画の録経営計画の項目に沿って単年度計画を作成している。今年度は中・長期計画の「私に対する姿勢」において、サービスの質の向上として施設サービス提供方針を明し、「挨拶は笑顔で元気よく行う」「福祉サービスの提供は説明を行い、同意を行施する」「利用者の在宅時の生活・入所前の生活背景を理解し、寄り添うケアを受る」の3つを掲げ、実践に取り組んでいる。単年度計画は、第3期経営計画の「私に対する姿勢」の中のサービスの質の向上の内容を反映した具体的な内容となってり、第三者評価受審も位置付けられている。 単年度の事業計画は数値目標や具体的な成果等を設定することが望まれる。	刊 大 は は は に ま は ま は 用 者 に に ま は 用 ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま		

	着眼 点		評価項目	評価 結果	
I -3	- (2)	事	業計画が適切に策定されている。		
6	1	事	業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	
	a 事業		計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	34.9%	
判断	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員 理解が十分ではない。		28.6%	
基準	С	事業	計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	6.3%	
•	n				
	0	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	28.6%	
着	0	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	25.4%	
着眼上		3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	25.4%	
点	0	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	28.6%	
	0	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を 行っている。	28.6%	
	メント		初めの全体職務会議で報告し説明されている。今年度のサービス提供方針は「①技 笑顔で元気よく行う、②福祉サービスの提供は説明を行い、同意を得て実施する、 所前の生活背景を理解し寄り添うケアを実践する」の3つを掲げ、実施されている 業計画の実施状況は、福祉サービス自己点検を実施して評価、見直しが図られ、 告が法人に提出されている。 事業計画は、時期を明示した手順書の作成と手順書にもとづいた評価が望まれる	③入 る。事 実績報 る。	
7	2	_	業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	
判	а		計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	31.7%	
断			計画を利用者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	27.0%	
基準	С	事業	計画を利用者等に周知していない。	11.1%	
	n			30.2%	
	0	1	事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	38.1%	
着	0	2	事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。	34.9%	
眼点		3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	22.2%	
		4	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	23.8%	
٦	メント	`	事業計画の利用者や保護者等への周知については、家族会総会時に施設長や各語ら口頭で説明されている。施設長は家族会の相談役となっており、利用者や家族のや意見を聞いている。昨年度から法人に運営協議会が設置され、各家族会の代表者員として参加し、施設運営の課題等について家族の意見を聴取している。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成して配布し、より理解しいような説明の工夫等が望まれる。	の要望 者が委	

	着眼 点		評価項目	評価 結果
-4 福	祉サ	ービ	スの質の向上への組織的・計画的な取組	
I -4	- (1)	貨	[の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
8	1	福	祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	а
a 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		福祉	サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	34.9%
断	b	福祉	サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	50.8%
基準	С	c 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。		4.89
<u> </u>	n			9.5%
	0	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。	34.99
着眼	0	2	福祉サービスの内容について組織的に評価 (C:Check) を行う体制が整備されている。	39.79
点	0	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的 に受審している。	44.49
	0	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	22.29
	「①自己点検で課題は出たが、改善計画が未作成、②第三者評価の受審、③について減少することができなかった」という課題があり、改善に向けて取る。課題についてはリスクマネジメント委員会等、各種委員会で課題を評価整備され、評価結果は実績会議で分析・検討されている。第三者評価は今回受審である。			
9	② る。	評	価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施してい	b
skil	а		結果を分析し、明確になった組織として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実 ている。	33.39
判断基	b		結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施 までには至っていない。	34.9%
準	С	評価	結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしていない。	7.99
	n			23.89
	0	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	31.79
¥	0	2	職員間で課題の共有化が図られている。	33.39
着眼		3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	27.09
点		4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	19.09
		5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行ってい る。	28.69
 	メント	•	評価結果にもとづく課題の明確化と計画的な改善策の実施について、昨年度の記 果を分析した結果、課題は「①サービス自己点検で課題は出たが、改善計画が未付なった。②第三者評価の受審、③リスクマネジメント委員会で骨折、誤薬についてすることができなかった」となっている。課題の改善に向けては、管理者で構成を実績会議で検討されている。 職員参画のもと改善策や改善計画を策定することが望まれる。課題は事業計画にし、改善の取り組みを計画的に行うとともに必要に応じて改善計画の見直しが望まる。	作成と て減少る こ明記

		着眼 点		評価項目	評価 結果
II	組織	の調	置営	管理	
п-	1 管	理者	の責	任とリーダーシップ	
	I I −1	- (1)	管理	里者の責任が明確にされている。	
	10	1	管	理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	а
	判	а	管理	者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	52.4%
	断基	b	管理ない	者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分では。	23.8%
	準	С	管理	者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	6.3%
		n			17.5%
		0	1	管理者は、自らの福祉施設・事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	46.0%
	着	0	2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	36.5%
	眼点	0	3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	39.7%
		0	4	平常時のみならず、有事 (災害、事故等) における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	34.9%
	П	メント	•	施設長の役割と責任の職員への表明と理解される取組について、施設長の役割は、沖縄県社会福祉事業団組織規程に明記されている。ホームページで就任あいるし、施設に対する使命を表明している。施設長は年度初めの全体職務会議や職員技及び異動職員等に事業所の方針等を説明している。特に利用者の尊厳や人権の尊重待や身体拘束については重点的に説明し、周知を図っている。施設長不在時の代済・決定は決済規程の別表で管理課長となっている。有事においては、自衛消防限して責任を明示し、施設長不在時は管理課長を副隊長と位置づけ、権限委任が明確なっている。	さ 采 重 乗 ま 決 長 と

	着眼 点		評価項目	評価 結果
11	2	遵	守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	а
判	а	管理	里者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	49.2%
断	b	管理	里者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	25.4%
基準	С	管理	程者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	0.0%
	n			25.4%
	0	1	管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)と の適正な関係を保持している。	42.9%
着	0	2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	27.0%
眼点	0	3	管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	31.7%
	0	4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	38.1%
	コメン	•	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、法人として法令遵守と法令遵守マニュアルが作成されている。法令遵守責任者に法人の事務局長を配置各施設長等を法令遵守管理者として位置づけている。各施設は法令遵守委員会を記し、9月と2月に委員会を開催し、各種加算等の取得要件の確認、年休の取得状況間外の状況等、職場における法令違反や不祥事防止のための対策を図っている。原則に「職員は職務に関して不当な金品の借用または贈与の提供を受けないこと」と関係者との適正な関係を保つよう明示されている。施設長は県内外の老人福祉施議や経営セミナー等の研修に参加し、遵守すべき法令等の理解を深めるとともに、する全国老人福祉施設協議会からの情報や福祉新聞等から情報を収集している。やき方改革に伴う年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対する年5日の取得まついては実施されている。セクシャルハラスメントとパワーハラスメント、マタニティーハラスメントについては、法人で「ハラスメントは許しません」のポスター成し、相談窓口として法人職員が明示されている。	置受祝光に受り、時後にし置や業利長加に務い、時規害会入働に

		着眼 点		評価項目	評価 結果
]	I −1	-(2)	管	理者のリーダーシップが発揮されている。	
	12	1	福	祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
		а	管理てい	君は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮し る。	41.3%
	判断			者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮している 十分ではない。	34.9%
	基 準	С	管理	2者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	4.8%
	•	n			19.0%
		0	1	管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	41.3%
	<u>*</u>	0	2	管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	36.5%
	着眼点	0	3	管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	28.6%
	尽		4	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	28.6%
		0	5	管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	33.3%
	П	メント	•	福祉サービスの質の向上の取組への指導力の発揮について、施設長は毎月の全体会議や接遇委員会、リスクマネジメント委員会等の全てに委員長として参加してが施設長は定期的に施設内を巡回して利用者に声を掛けるなど、現場の状況把握に近ている。職場環境の見直しでは、夜勤専属を配置して夜勤を2人体制にし、利用者院や欠員対策として2週間以上の入院については利用者や家族の了解を得て、一旦とし、待機者が即入所できる体制を確保している。職員間で虐待について認識の意ることが判明したため、研修を強化するなど指導力を発揮している。倫理委員会にて毎年自己評価の結果をもとに接遇やサービスの質について評価・分析を行い改善り組んでいる。職員の研修にも積極的に取り組み職場内研修を実施し、職場外研修格取得のための研修に職員を派遣するなど、福祉サービスの質の向上に努めている福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組がれる。	いい が 計の 退がおにや。 は 入所あい 取資

	着眼 点		評価項目	評価結果
13	2	経	営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	а
判	а	管理	者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	30
断	b	管理	君は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	36
基準	С	管理	君は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	3
#=	n			30
	0	1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	38
着 眼	0	2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	2
点	0	3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組 を行っている。	23
	0	4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	23
=	メント	•	差があることがわかり、高齢者虐待防止法と権利擁護について全職員に職場内研修施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、情共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、	青報
			施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	青報 産
2 福	祉人	材の	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、情共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	青報 産
2 福	祉人	材の福祉	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	青報産権で
2 福Ⅲ-2	祉人 2-(1)	材の 福祉 必 組織	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。 2 確保・育成 2 独人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 3 要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 3 まずに関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 3 まずに関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	青報産業では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
2 福 Ⅱ -2 14 判断	祉人 2-(1) ① a	材の福祉が組織が組織が組織を	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。 ②確保・育成 业人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	青 産職 す
2 福 Ⅱ-2 14 判	祉人 2-(1) ① a b	材の福祉と総確職確職確職を組織を	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。 2位保・育成 2位保・育成 3位保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 3位とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画 「立しており、それにもとづいた取組が実施されている。 「が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画 「立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	青報 産職 で置す。 23 36
2 福 14 判断基	祉人 2-(1) ① a b	材の福祉と総確職確職確職を組織を	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	情報 産職 で
2 福 14 判断基	祉人 (1) (1) (a) (b) (c)	材の福祉と総確職確職確職を組織を	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、性共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	青報を 産化 い職場
2. Ⅲ 14 判断基準 着	祉人 □ □ a b c n	材の福祉と総確総確総確	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、作共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。	青報: 電報: 23 36 20 19 30
2. Ⅱ-2 判断基準	祉人 □ □ a b c n	材の 組が 組が 組が 組が 1 2	施している。さらに申し送りやエリア会議、身体拘束廃止対策委員会で確認し、代共有して実効性の向上に取り組んでいる。ワークライフバランスへの配慮として、明けや育休明けの職員に対する夜勤の免除や短時間勤務、作業軽減等の働きやすい環境を整備し、キャリアパスの導入等の取組がなされている。夜勤職員を2人配置ことで、職員の業務負担軽減が図られた。 2位保・育成 2位人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 「要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 「認り、それにもとづいた取組が実施されている。 「認り、それにもとづいた取組が実施されている。 「認り、それにもとづいた取組が実施されている。」 「認り、それにもとづいた取組が十分ではない。 「認り目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画で立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 「認り目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画でしているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 「認り目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画でしている。 「必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 「福祉サービスの提供に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制につい	青報: 育報: ででは、 ででは、 ででは、 では、 では、 では、 では、

コメント

必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取組については、第3期経営計画の人材に対する姿勢として「①トータルな人材マネジメントの推進、②人材確保に向けた取組強化、③人材の定着に向けた取組強化、④人材育成」の4つの方針を掲げ、専門職の配置や人員体制、人材育成について具体的に示し取り組まれている。福祉人材の確保については、ホームページでの求人やハローワークの活用、人材派遣会社への求人広告、職員への友人知人の紹介依頼、地域へのチラシ配布等を通して人材確保に努めている。

福祉サービスに関わる専門職の配置や必要な人材の具体的な計画を作成するとともに 人材の確保に向けて更なる継続的な取り組みが望まれる。

	着眼 点		評価項目	評価 結果
15	2	総	合的な人事管理が行われている。	b
判	а	総合	か的な人事管理を実施している。	30.2%
断	b	総合	か的な人事管理に関する取組が十分ではない。	34.9%
基準	С	総合	かかは人事管理を実施していない。	4.8%
	n			30.2%
	0	1	法人(福祉施設・事業所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	39.7%
		2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	33.3%
着 眼	0	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	27.0%
点	0	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	27.0%
	0	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	30.2%
	0	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりがある。	9.5%
	メント	•	総合的な人事管理については、法人が定めた「働き方の指針」に「期待する職員を職種ごとに明記し、人事評価制度を業務標準と働き方について評価する仕組みるて仮運用中である。働き方の指針・評価基準、評価・研修ニーズについて、職員とングを実施して「① 個人の資質、②仕事への取組み、③仕事に向かう姿勢・態度人関係(管理職)」等について確認し、キャリアパスの受講状況により職員の業務状況を評価する仕組みとなっている。その結果は施設の倫理委員会と法人の倫理を報告されている。職員の不適切な言葉遣いや態度等があり、必要な場合は施設、接研修等を実施している。給与規定や就業規則等に職員が自ら将来の姿を描くことをるような総合的な仕組みがある。 昇進、昇格等に関する基準を明確に定め、職員等へ周知することが望まれる。	を整え ・

		着眼 点		評 価 項 目	評価 結果
I	-2-	(2)	職」	員の就業状況に配慮がなされている。	
1	6	1	職	員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
4	判一	а		の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づ に積極的に取り組んでいる。	27.0%
迷	斯 基 _	b	職員	の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	55.6%
<u>3</u>	隼	С	職員	の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	7.9%
		n			9.5%
		0	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	34.9%
		0	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握 している。	52.4%
		0	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	31.7%
	- 情 - 眼 -	0	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	30.2%
	点	0	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	22.2%
		0	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	17.5%
			7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	12.7%
		0	8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	14.3%
	٦	火ン ト		職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりの取組について、職員の発理に関する責任者は法人組織規程や安全衛生管理規程で施設長となっている。毎月間外や有給取得状況は管理課で把握し、倫理委員会で報告されている。産業医の商あり、毎年実施されるストレスチェックで心身に不安を抱える職員の相談に応じる支援体制がある。嘱託職員は、一定の期間を経て正職員へチャレンジできる制度だる。今年度からインターネットバンキングを導入することにより銀行へ出向くことり、職員の業務量の減少に繋がった。健康診断の実施やソエルクラブへの加入、福療機構の社会福祉施設職員退職手当共済や全国社会福祉事業団年金共済への加入、福療機構の社会福祉施設職員退職手当共済や全国社会福祉事業団年金共済への加入、福度の取り組みが明記され、産休明けの職員の夜勤の免除や短時間勤務等の働きやで場づくりに取り組んでいる。毎年実施されている個人面接において、職員の要望を聴取して改善に取り組み、人員配置等の法人全体に関するものは法人に報告する体制がある。職員の就業状況の改善策については、事業計画等に反映させて実行することが知る。	月记るがと富等戦けやるの置なあが祉、場い意等時がど 減医総環職見の

	着眼 点		評価項目	評価 結果
II -2	(3)	職貞	員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	1	職	員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判	а	職員	一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	22.2%
断	b	職員	一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	34.9%
基準	С	職員	一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	22.2%
	n			20.6%
	0		組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	22.2%
至			個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標 が設定されている。	20.6%
着眼点			職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	11.1%
JIIV.			職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	12.7%
			職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度 の確認を行っている。	14.3%
_	メント	`	総合的な人事管理については、法人として人材育成要綱を制定して人材育成方金確にしている。期待する職員像として法人が定めた「働き方の指針」において職権に「期待する職員像」が明示されている。 「期待する職員像」の達成に向けて、職員一人ひとりの目標設定及び年2回の登達成状況の面接の実施が望まれる。	重ごと
18	2	職	員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判	а	組織	として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	28.6%
断基	b	組織十分	として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が ではない。	41.3%
準	С	組織	として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	6.3%
	n			23.8%
			組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示 している。	28.6%
着眼		<i>,</i> .	現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	28.6%
点	0	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	17.5%
	0	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	9.5%
	0	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	12.7%
	コメント		職員の教育・研修に関する基本方針や計画については、研修計画が作成され、 もとづいて研修が実施されている。外部研修としては、 階層別の新任職員研修や 理職研修、中核職員研修が実施され、専門研修として、排泄ケアや成年後見制度等 修が実施されている。施設内研修としては、職員倫理や接遇、感染防止 、介護事 止、認知症ケア、成年後見制度等が実施されている。研修計画の定期的な評価と見 は12月から1月にかけて生活支援課長を中心として見直しが実施されている。 計画の中に、「期待する職員像」及び組織が必要とする専門技術や資格等を明定 ことが望まれる。	中間管 等の研 故防 見直し

	着眼 点		評価項目	評価 結果
19	3	職	員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	а
skil	а	職員	一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	30.2
判断基準	b	職員	一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	38.1
	С	職員	一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	12.7
	n			19.0
	0	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	30.2
¥	0	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	22.2
着眼点	0	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	15.9
<i>/</i> 11/	0	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	30.2
	0	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	34.9
٦	メント	`	関係する虐待防止や接遇、認知症ケア研修等のテーマ別研修や職種ごとの研修も実施でいる。職務に必要とする知識や技術水準に応じた質の向上の場として、全国対施設協議会等が主催する県外研修等に職員を派遣している。県外研修で「利用を聴き、今を生きる力を引き出す職員の可能性を生み出す介護現場の創造性についを受講した職員による伝達研修が行われている。研修参加の際はシフト勤務の調整するど、配慮している。職員の専門資格取得状況等は管理課で把握している。	老人福 者の声 ハて」
II −2			習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
20	(1) をし	てい		b
skal	а		生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用 る等、積極的な取組を実施している。	44.4
判断基	b		生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成グラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	28.6
準	С		生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行ていない。	1.6
	n			25.4
	0	1	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	31.7
着	0	2	実習生等の福祉サービスの専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	25.4
眼	0	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	17.5
点	0	4	指導者に対する研修を実施している。	17.5
	0	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	30.2
_	メント	•	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢は、法23期経営計画に記載されている。実習生受け入れマニュアルが作成され、実習生産れ担当者は生活支援課長となっており、実習担当者は介護福祉実習指導者講習会認している。高等学校の介護課程や専門学校、教員特例法にもとづく大学生の介護の実習生を受け入れている。オリエンテーションを実施し、依頼先が準備した実質グラムにもとづいて実習を指導して、反省会や評価を行っている。実習担当者は関門は学校側と連携を取りながら取り組んでいる。マニュアル等に実習生等の教育・育成に関する基本姿勢や実習受け入れ担当の販が望まれる。	受を本習実け受験プ習

		着眼 点		評価項目	評価結果
II –(3 運	営の	透明	 性の確保	机木
	II -3	- (1)	運	堂の透明性を確保するための取組が行われている。	
	21	1	運	営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	а
	判	а	福祉	施設・事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	41.3%
	断	b	福祉	施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	15.9%
	基準	С	福祉	施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表していない。	0.0%
		n			42.9%
		0	1	ホームページ等の活用により、法人・福祉施設・事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービス の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	34.9%
	着	0	2	福祉施設・事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	34.9%
	眼点	0	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	28.6%
		0	4	法人(福祉施設・事業所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(福祉施設・事業所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	28.6%
		0	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	28.6%
	7	メント	`	基本目標、事業報告、財務状況等が公開されている。苦情・相談の体制や苦情内容とづく改善や対応状況も施設内で公表するとともにホームページでも公開されていっ年度は2回目の第三者評価を受審している。広報誌を発行して家族や学校、市、包括支援センター、社会福祉協議会、自治会等へ配布し施設の存在意義や役割、流の説明に努めている。	へる。 地域
	22	2	公	正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	а
	判	а	公正	かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	50.8%
	断	b	公正	かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	12.7%
	基準	С	公正	かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	0.0%
	+	n			36.5%
	.,	0	1	福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	34.9%
	着眼	0	2	福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	47.6%
	点	0	3	福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	34.9%
		0	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	33.3%
	П	メント	•	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営について、施設における事務や経理、国内部監査、月次報告等については文書取り扱い規程と決裁規程、経理規程で明確にいる。法人の決裁規程において職務分掌と権限・責任が明確にされ、理事長と対事、事務局長、施設長、課長の権限が明確にされている。職員への周知については体職務会で月次報告等が行われている。定期的に監事による内部監査が実施され、事項の改善は法人本部に報告する仕組みとなっている。法人として公認会計士に、部監査が実施されている。昨年の内部監査において、消防訓練で夜間想定の訓練、避難経路図の掲示、痰吸引を行う際の計画書の作成、実施状況を記載した報告書のの提出等の指摘があり、改善を図り、法人本部へ報告されている。	こ常な よお は な

		着眼 点		評価項目	評価結果
II	4 地	域との	の交	流、地域貢献	
	I I −4	. - (1)	地址	域との関係が適切に確保されている。	
	23	1	利	用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	а
	判	a 利用		者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	39.7%
	断	b	利用	者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	28.6%
	基準	С	利用	者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	1.6%
		n			30.2%
		0	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	22.2%
		0	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	28.6%
	着眼	0	3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	36.5%
	点	0	4	福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	42.9%
		0	5	利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	27.0%
	コメント		`	の社会資源や情報は掲示板で利用者に提供している。利用者は職員と一緒に地域の園に出かけてハロウィンの行事で交流している。定期的な地域交流として、夕涼は地域の青年会(赤野、平敷屋)や老連民謡クラブ等がボランティアとして804参加している。家族が対応する通院時に必要に応じて介護タクシーの利用を奨め、者の希望により買い物を支援することもある。	タ会に 名以上
	24	2	ボ	ランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
	判	а	ボラる。	ンティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されてい	41.3%
	断基	b		ンティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備さ いない。	22.2%
	準	С	ボラ	ンティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	4.8%
		n			31.7%
		0	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	27.0%
	着	0	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	33.3%
	眼点	0	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している	25.4%
	7113	0	4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	17.5%
		0	5	学校教育への協力を行っている。	28.6%
	П	コメント		ボランティア受入れと地域の学校教育等への協力に関する基本姿勢は、法人の気経営計画に記載されている。高校生のボランティアを受け入れる際は、施設としてンティア活動保険に加入し、ボランティア受入要綱にもとづいてボランティア活動ける留意事項を説明資料としている。小学校の職場見学や中学校の職場体験、高校ンターンシップを受け入れ、毎週赤十字奉仕団のボランティアを受け入れている。ボランティアに対しては、今年度準備された誓約書の提出を求めると共に、業務書の「外部受け入れ(実習生・ボランティア)」が、実習生に関する内容のみとないるので、ボランティアについても記載することが望まれる。	てボラ 動 弦 が な の 、 巻 標 準 準 準 準 準 準 準 等 に り で り で り で り で り で り を り で り で り で り で

	着眼 点		評価 結果
II -4	-(2)	関係機関との連携が確保されている。	
25	〔 <u>]</u> てい) 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われる。	b
	а	利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	46.09
判断		利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	15.9
基準		利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	1.6
	n		36.5
	0	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	19.0
٠.	0	2 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	30.2
着 眼	0	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	22.2
点		4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	14.3
		5 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネット ワーク化に取り組んでいる。	12.7
	メント	る。「アイフェスタ1n泡瀬」の盲具展まつりに施設長と支援課長、相談員が参加しる。広報誌は定期的に法人関係や第三者委員、講師(生け花、手芸、書道、舞踊)、政、実習・ボランティア関係機関、自治体等に郵送されている。 地域の関係機関・団体の共通する問題解決に向けて、協働した具体的な取組が望る。 着眼点5は、地域に関係機関・団体があるため、評価対象外とする。	運てて、
	-(3) -	地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26	(1)	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判	а	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	25.4
断		地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	25.4
基準	С	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	4.8
.,	n		44.4
着眼点	0	福祉施設・事業所(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	28.6
	メント	施設長は、沖縄県老施協理事会や市の社会福祉協議会理事会に出席して地域の福 ニーズの把握に努めている。地域行事に参加し、市主催の運営協議会や市社会福祉 会主催の地域運営推進会議にも施設長が参加して自治会や老人会の会長、民生委員 委員から情報を得る機会がある。 地域の福祉ニーズ等を把握するためのさらなる取組が望まれる。	協議

	着眼 点		評価項目	評価 結果
27	2	地	域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判	а	把握	した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	20.6%
断	b	把握	とした地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	23.8%
基準	С	把握	した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	6.3%
+	n			49.2%
	0	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	20.6%
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	17.5%
着眼	0	3	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなど にも貢献している。	14.3%
点	0	4	福祉施設・事業所(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	9.5%
		5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	9.5%
	メント	`	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動については、低所得世帯を対に、公益事業として市の事業である社会福祉法人等利用者負担額軽減事業に取り終利用料の一部を免除することでショートやデイサービス、訪問介護の利用につないる。地域住民に対する相談窓口を設置し、家族・親族に関する相談や貧困・経済的に関すること、福祉サービスの利用に関する相談等を受けている。相談には、生活課長や介護支援専門員、生活相談員で対応して、必要に応じて行政につないでいる域の活性化やまちづくりなどへの貢献として、地域の敬老会やカジマヤー祝い、こぼりフェスタ等の地域行事に参加し、ボランティアで天願川周辺の草刈・清掃をお治会主催の天願デーには看護師を救護員として派遣している。地域の福祉ニーズにもとづいた事業・活動の計画への明記、及び被災時に福祉経行を必要とする地域住民の安全・安心のための備えや支援の取組が望まれる。	組ず内舌ること、 、い窮援地の自

		着眼 点		評価項目	評価 結果
III	適切	りなれ	富祉	サービスの実施	
Ш-	1 利	用者	本位	Zの福祉サービス	
	Ⅲ −1	- (1)	利	用者を尊重する姿勢が明示されている。	
	28	1	利	用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	а
	地山	а		者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための が行われている。	61.9%
	判断基	b		者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をも めの取組は行っていない。	15.9%
	準	С	利用	者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。	1.6%
		n			20.6%
		0	1	理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践する ための取組を行っている。	44.4%
	着	0	2	利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	50.8%
	眼点	0	3	利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法 等に反映されている。	39.7%
		0	4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	33.3%
		0	5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を 図っている。	31.7%
	コメント			利用者を尊重した福祉サービスの提供については、法人の理念や経営方針、倫理領、職員行動基準に明示して施設内に掲示するとともに初任者研修や年度初めの職議で職員に周知されている。年2回、倫理委員会を開催して組織内で共通理解を協毎年、倫理綱領自己評価を実施して集計分析し、法人本部に報告されている。職長採用時に守秘義務を含む誓約書を提出させている。利用者を尊重した福祉サービス供に関しては、業務標準書のチェックポイント欄や更衣介助等の手順書に記載される。職員は「利用者の人権と虐待防止、アンガーマネジメントについて」等、施設の研修を受講している。成年後見制度を活用している利用者もいる。	戦図員へは 員りにので れてい

	着眼 点		評 価 項 目	評価 結果
29	2	利	用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
判	а		者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福ービスの提供が行われている。	49.2
断基			者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配 た福祉サービスの提供が十分ではない。	33.3
基 準	С	利用	者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	1.6
	n			15.9
*	0	1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	36.5
着眼点	0	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。	39.7
从	0	3	一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	41.3
	0	4	利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。	34.9
	メント		研修を受講している。居室入り口はドアで、多床室はカーテンで仕切られている。者や家族には、プライバシー保護に関する取組を利用開始時に説明している。トイレ入り口のカーテンは結ばれ、中の個別トイレのカーテンは短い、入浴支払いては、カーテンで仕切って男女を一緒に入浴させることもあり、利用者のプライシー保護の観点から配慮が望まれる。	爰にお
Ⅲ −1	-(2)	福	祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。 	
30	1	利		
	а		用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	а
判	а	利用	用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。	a 52.4
判断				52.4 17.5
	b	利用	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。	52.4 17.5 1.6
断基	b	利用	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	52.4 17.5 1.6 28.6
断基準 着	b c n	利用利用	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公	52.4 17.5 1.6 28.6 33.3
断基準 着眼	b c n	利用 利用 1	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしてい	52.4 17.5
断基準 着	b c n	利用 利用 1 2 3	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公 共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしてい る。	52.4 17.5 1.6 28.6 33.3 28.6
断基準 着眼	ь с п О	利用 利用 1 2 3 4	希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。 希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公 共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしてい る。 福祉施設・事業所の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	52. 17. 1. 28. 33. 28.

		盲眼 点		評価項目	評価 結果			
3	:1	2	福	祉サービスの開始・変更にあたり、利用者等にわかりやすく説明している。	а			
		а	福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。					
迷	判断			サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明っているが、十分ではない。	17.5%			
	集	С		サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明っていない。	0.0%			
		n			28.6%			
		0	1	サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	36.5%			
	着 _	0	2	サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	31.7%			
則	艮	0	3	説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	41.3%			
F	点	0	4	サービス開始・変更時には、利用者や家族等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	38.1%			
		0	5	意思決定が困難な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	30.2%			
	⊐ ≯	シト		ライバシー保護について、個人情報の利用目的も含めて同意書を得ている。重要 明書の文字は見やすい大きさで、表形式で表示することによりわかりやすく記載さいる。利用者の状況変化等によるサービス変更時は、サービス担当者会議に参加し用者や家族の意向を計画に反映させ、同意を得ている。耳が遠い利用者にはモシーフォンで声を大きくし、目が見えにくい方には字を拡大して説明している。家族のい利用者には成年後見人に説明している。	されて した利 モシ			
3	2 1	- ③ 福 行ってい		祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を る。	b			
14	,,,			サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性慮している。	52.4%			
迷	判 断 基			サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性慮しているが、十分ではない。	12.7%			
	章 集 			サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性慮していない。	0.0%			
		n			34.9%			
		0	1	福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	36.5%			
	音 艮 —		2	他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	28.6%			
	⊢	0	3	福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口 を設置している。	36.5%			
			4	福祉サービスの利用が終了した時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について 説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	28.6%			
	コメント			他の介護施設や有料老人ホームへの変更、入院等で退所する場合は、相談員や記成担当者、看護師等、各部署の関係職員が説明と引継ぎをしている。 福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、利用者や家族等に対 退所後の相談方法や担当者について口頭で行った説明内容を記載した文書を渡する 望まれる。	対して			

		着眼 点		評価項目	評価 結果
	Ⅲ −1	-(3)	利	用者満足の向上に努めている。	
	33	1	利	用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
•	判		利用いる	者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行って。	36.5%
	断基	b		者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が ではない。	36.5%
	準	С	利用	者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	7.9%
		n			19.0%
		0	1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	30.2%
	着	0	2	利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われ ている。	27.0%
	眼	0	3	職員等が、利用者満足を把握する目的で、利用者会や家族会等に出席している。	27.0%
	点		4	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画 のもとで検討会議の設置等が行われている。	27.0%
		0	5	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	31.7%
	٦	メント	•	年1回、家族アンケートを実施している。家族会総会に施設長と職員15名が出席いる。利用者満足に関する調査の担当者は生活支援課長である。東エリアの食事場ついての家族からの意見に対して、蛍光灯の設置や壁の飾りつけ等で明るい雰囲気りをする等、食事環境の整備に取り組んでいる。利用者の要望等で居室の移動や初調整、車いす等福祉用具の調整をしている。 法人の運営協議会には家族代表を参加させて意見の聴取をしており、施設におい家族アンケートの集計結果について利用者等の参画のもとで検討会議を実施するご望まれる。	場所に 気が器 れ で も

	3	着眼 点		評 価 項 目	評価 結果			
II	[-1-	(4)	利	用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
3	34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。						
<u>,</u>	判 -	а		解決の仕組みが確立され、利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みがとしている。	49.2%			
Þ	斯 基 上	b	苦情	解決の仕組みが確立され、利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	19.0%			
	準	С	苦情	解決の仕組みが確立していない。	3.2%			
		n			28.6%			
		0	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	46.0%			
		0	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	31.7%			
	着	0	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者や家族が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	49.2%			
	眼点	0	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	36.5%			
'		0	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。	34.9%			
		0	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで、公表している。	30.2%			
		0	7	苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	38.1%			
	٦۶	メント	•	苦情解決責任者は施設長で苦情受付担当者は介護支援専門員として、第三者委員置している。重要事項説明書に苦情受付窓口を明示し、行政機関やその他の苦情受関、第三者委員の連絡先も記載され、施設内に沖縄県福祉サービス運営適正化委員ポスターが掲示されている。事務所の前に意見箱が設置され、用紙と筆記用具が当れている。苦情内容は、受付と解決を図った記録を保管し、苦情への対応結果は活ホームページで公開されている。苦情に対しては各エリアで話し合い、東エリアが「食事環境を考えてほしい」等の苦情に対しては、検討結果をエリアの全家族に乗ており、匿名の場合は施設内掲示で回答している。職員の態度や言葉遣いに関するには、不適切な支援を行った職員へ事実確認し、「利用者の尊厳」や「サービス提針」等を説明し、施設長が個別に指導し、「高齢者虐待防止研修」を実施して改善り組んでいる。意見箱には苦情や要望だけでなく、感謝の声も寄せられ、職員も表でいる。	受員 世去い いる でる は、 は、 でる でる でる でる でる でる でる でる でる で			

		着眼 点		評 価 項 目	評価 結果			
;	35	2						
	 半			者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に るための取組が行われている。	47.6%			
	断基			者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを 者に伝えるための取組が十分ではない。	17.5%			
	準	С	利用	者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	1.6%			
		n			33.3%			
	着	0	1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやす く説明した文書を作成している。	28.6%			
	眼 点	0	2	利用者や家族等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	30.2%			
		0	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	36.5%			
	重要事項説明書に施設内の苦情受付窓口だけでなく、市役所の介護長寿課と国民保険団体連合会、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会、3名の第三者委員の連絡記載されている。重要事項説明書と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスタ掲示されている。利用者は相談員や栄養士、施設長等に相談しており、面談室や園で利用者の相談に対応している。							
(36	3 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。						
	判	а	利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。					
	断	b	利用者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 23.8%					
	基 進	С	利用	者からの相談や意見の把握をしていない。	0.0%			
:	'	n			23.8%			
		0	1	職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	44.4%			
	.,	0	2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	38.1%			
	着眼	0	3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を 整備している。	25.4%			
	点	0	4	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを 含め迅速な対応を行っている。	34.9%			
		0	5	意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。	41.3%			
			6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	14.3%			
	⊐ .	メント	•	法人の苦情対応要綱に沿ってマニュアルを整備し、職員は日々の福祉サービスのにおいて利用者からの相談や意見の傾聴に努めている。意見箱を設置し、毎年家がケートを実施して利用者等の意見の把握に努めている。意見箱は立会人とともに管長が開封し、利用者からの相談や意見は各エリアで話し合い、検討して対応して収検討に時間がかかる場合には施設長が利用者に説明している。家族アンケートの負分析の結果、課題となった挨拶や言葉遣い、身だしなみ等、職員の接遇面について新任職員研修等でも周知し、意識付けを行っている。相談意見対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。	疾アン 等理課 いる。			

	着眼 点		評価項目	評価 結果				
Ⅲ −1	- (5)	安	心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。					
37	1	安	心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	С				
	а		スクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検・実施が適切に行われている。 6					
判断	b		スクマネジメント体制を構築しているが、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応 2検討・実施が十分ではない。	19.0%				
基 準	С	リス いな	スクマネジメント体制が構築されておらず、利用者の安心と安全を脅かす事例を組織として収集してい。	0.0%				
	n			20.6%				
	0	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化 (リスクマネジャーの選任・配置) 、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	54.0%				
	0	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	54.0%				
着眼		3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	41.3%				
点		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施 する等の取組が行われている。	47.6%				
	0	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	36.5%				
		6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	34.9%				
П	メント		リスクマネジメントに関する責任者は施設長で、生活支援課長をリスクマネジュ選任している。家族には「入所時リスク説明書」で高齢者のリスクの特徴としては目のリスクを説明し、確認を得ている。事故発生時の対応と安全確保については、書に沿って対応し、事故とヒヤリ・ハットの区分を明確にして報告書が提出される。事故発生時は各エリアの職員で原因と対策を検討してリスクマネジメント委員報告・検討され、全職員に周知している。リスクマネジャーや管理栄養士が職種別で「リスクマネジメント」や「再加熱によるリスク管理」等の研修をを受講し、原東や警察署員による防犯研修は園内研修で全職員が受講している。 利用者の安心と安全を脅かす事例を組織として収集し、発生要因を分析して改善再発防止策を検討するとともに、事故防止策の実施状況や実効性について、定期的価・見直しを行い、誤薬等の再発防止策については職員への周知徹底が望まれる。	1 て員別身 善め1 1手い会研体 策に項順 で修拘 ・評				

	着眼 点		評価項目	評価 結果
38	染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行ってい	b		
判	а		症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、 Lを行っている。	58.7%
断基	b		症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備してが、取組が十分ではない。	25.4%
準	С	感染	症の予防策が講じられていない。	1.6%
	n			14.3%
	0	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	41.3%
	0	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	50.8%
着 眼	0	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	33.3%
点	0	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	36.5%
	0	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	46.0%
		6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	27.0%
コメント			感染症防止対策委員会を設置し、施設長を委員長として各委員の役割を明確にる。感染症の予防と発生時等の対応マニュアルは、ノロウイルスと疥癬、インフガ、新型コロナウイルス等、個別に整備され、3か月に1回開催される感染症防患委員会で対応策を検討し、職員に周知している。新型コロナウイルス感染予防には、労働安全衛生委員会で対策について審議し、利用者と職員、来客の検温と消えスク着用を徹底し、面会制限やリモート面会等の対応をしている。感染症につい看護師が外部研修を毎月受講し、施設内研修が2回実施されている。感染症が発生場合は委員会で対策を検討し、罹患者は個室でマニュアルに沿って対応している。コロナウイルス感染症が発生した場合に備えて、対応する職員用としてフェイスを下や防護服等も準備されている。感染症の予防と発生時等の対応マニュアルの定期的な見直しが望まれる。	レ上関毒で生 エ対し、はし新 ン策でマ、た型

		着眼 点		評価項目	評価 結果
	39	3	災	害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
		а	地震	、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	38.1%
	判断		地震ない	、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分では 。	17.5%
	基準	С	地震	、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。	9.5%
		n			34.9%
		0	1	災害時の対応体制が決められている。	30.2%
	着		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	23.8%
	眼		3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	19.0%
	点	0	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	19.0%
		0	5	防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するな ど、体制をもって訓練を実施している。	30.2%
	コメント			具志川厚生園自衛消防計画で対応体制が決められており、昼想定の避難訓練が消に届け出て年2回実施され、防災設備の点検も年2回実施している。居室のタンス壁に固定して落下防止等の対策が取られている。市の防災・減災マップがあり、備ついて、食料等は管理栄養士の管理のもと賞味期限とエネルギー量が記載された備ストを作成し、リストに応じた3日分の献立が準備されている。年1回は重要事項説明書に明記されている夜間を想定した避難訓練の実施するとに、利用者と職員の安否確認の方法を決めて職員に周知することが望まれる。県で日分の備蓄が定められており、利用者と職員の7日分の備蓄が望まれる。市の防災、マップの掲示及び災害発生後も福祉サービスの提供を継続するために必要な対策まれる。	マ帯帯 とは・はにり も7減

	着眼 点		評価項目	評価 結果
[-2 福	祉サ	<u>ー</u> ビ	えの質の確保	
ш-:	2-(1)	提信	供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	
40	① いる		供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、福祉サービスが提供されて	b
判	а		はする福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実 まれている。	52.4%
断基	b		はする福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた福祉サー はの実施が十分ではない。	25.4%
準	С	提供	はする福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。	1.6%
	n			20.6%
	0	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	44.4%
着眼	0	2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	52.4%
点	0	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	39.7%
	0	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	28.6%
	コメント		ているかどうかを確認する欄があり、職員一人ひとりの実施状況の評価が行われてる。業務標準書のチェックポイント及び入浴や排泄等の場面毎の手順書には、「カンを閉めてプライバシーに配慮する」や「利用者の同意を得る」、「1対1で対応る」等、利用者の尊重やプライバシーの保護、権利擁護に関わる姿勢が示されていてライバシーの保護に関して、利用者にとっては最大の配慮が求められる入浴を泄、着替えの支援においては、利用者のプライバシー保護への更に細かい配慮の明望まれる。	カーテ 広す いる。 や排
41	(2)	_	望的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 	b
判	а	組み	態的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕いのもとに検証・見直しを行っている。	42.9%
断 基	b	るか	態的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めてい 、検証・見直しが十分ではない。	25.4%
準	С	標準	態的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	0.0%
	n			31.7%
	0	1	福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	31.7%
着眼	0	2	福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	28.6%
点		3	検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じて反映されている。	28.6%
	0	4	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	28.6%
=	コメント	•	標準的な実施方法の検証・見直しに関しては、各種委員会の要綱に各委員の役割で、「マニュアルや手順書の作成及び改正等」と明記され、必要に応じて見直される。見直しにあたっては関係職員の協議により見直し、会議や研修で読み合わせてされている。 マニュアルの見直しにあたっては、社会や地域、家族の状況等、高齢者を取り境の変化に応じた利用者の個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じて別れることが望まれる。	れてい て確認 巻く環

	着眼 点		評価項目	評価 結果
Ⅲ-2	2-(2)	適	切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
42	1	ア	セスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	а
slad	а	利用	月者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	50.8%
判断基	ın	利用い。	者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではな	20.6%
準	С	利用	者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立していない。	0.0%
	n			28.6%
	0	1	福祉サービス実施計画策定の責任者を設置している。	41.3%
	0	2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	39.7%
	0	3	部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	39.7%
着	0	4	福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。	36.5%
眼点	0	5	福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	30.2%
	0	6	福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	27.0%
	0	7	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。	22.2%
	メント	•	施設サービス計画の責任者は介護支援専門員と定められている。アセスメント所の際に家族及び入所前に関わった関係機関より情報を収集して作成され、介護を門員や生活相談員、介護職、看護師、管理栄養士、機能訓練指導員など多職種で持行い、利用者及び家族の意向等を含め同意を得て、具体的なニーズを明確にしたがサービス計画が策定されている。入所後は、ケアプラン作成業務標準書に沿って、種でアセスメントを実施し、利用者の心身の状況等に合わせて、サービス内容を根確認する仕組みとなっている。支援困難ケースについては、各委員会において多時情報を共有し、家族の協力や積極的な相談援助の対応、環境の整備などに配慮して行われている。	支 選 議 設 職 し で

		着眼 点		評価項目	評価 結果
	43	2	定	期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	а
	.11	а		:サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて [している。	58.7%
	判断			:サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて [しているが、十分ではない。	12.7%
	基準			:サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて [していない。	0.0%
		n			28.6%
		0	1	福祉サービス実施計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向 把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	46.0%
	着眼	0	2	見直しによって変更した福祉サービス実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	49.2%
	点	0	3	福祉サービス実施計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	33.3%
		0	4	福祉サービス実施計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容(ニーズ)等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。	31.7%
	コメント			施設サービス計画の見直しは、ケアプラン作成業務標準書に沿って、利用者の認知 間の終了や利用者の状態変化時(随時)と明記されている。介護支援専門員や生活相員、介護職、看護師、管理栄養士、機能訓練指導員など多職種でアセスメントを実し、利用者及び家族の意向を確認して、サービス担当者会議の中で協議し、利用者家族の同意を得て、具体的な課題が明確にされた施設サービス計画を変更している。院後など、緊急に施設サービス計画を変更する場合も同様に対応している。変更した後など、緊急に施設サービス計画を変更する場合も同様に対応している。変更した後など、緊急に施設サービス計画を変更する場合も同様に対応している。変更したが設け、多職種でモニタリングを実施し、新たな課題が発生した場合は、境整備し、補助具などを工夫して、施設サービス計画に反映させるよう取り組んでいる。変更した施設サービス計画書は、職員へ回覧で周知する仕組みを整備している。	

	着眼 点		評価項目	評価 結果
ш-:	2-(3)	福	祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
44	1	利	用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化さている。	b
Mal	а	利用	者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	52.4%
判断基	b	利用はな	者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分でい。	31.7%
準	С	利用	者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されていない。	0.0%
	n		_	15.9%
	0	1	利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	50.8%
	0	2	サービス実施計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。	46.0%
着眼		3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工 夫をしている。	27.0%
点		4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備 されている。	36.5%
	0	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	38.1%
	0	6	パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	46.0%
:	コメン	-	利用者に関する福祉サービスの実施記録は、経過記録の業務標準書に定められ、者一人ひとり心身の状態や生活状況等は統一された様式に記録されている。日々の職の行動観察記録や看護記録など、多職種で情報を共有し、施設サービス計画に続いて実施されているかが確認できるように取り組んでいる。記録の書き方は(5Wを使用し、相手に伝えることを基本としている。また各エリアで、定期的にエリス議、支援会議を開催し、職員間で情報共有に取り組んでいる。事業所はパソコンのトワークシステムを整備し、職員間で情報共有と連携に取り組んでいる。記録の書き方や伝え方について、職員間で差異が生じないように記録要領の作品員への指導及び情報を的確に届くような仕組みの整備が望まれる。	か介護 もとづ 1 H) ア会 のネッ

		着眼 点		評価項目	評価 結果
	45	2	利	用者に関する記録の管理体制が確立している。	а
	判	а	利用	者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	58.7%
	断	b	利用	者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	20.6%
	基準	С	利用	者に関する記録の管理について規程が定められていない。	3.2%
	华	n			17.5%
		0	1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程を定めている。	47.6%
	¥	0	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	41.3%
	着眼	0	3	記録管理の責任者が設置されている。	30.2%
	点	0	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	30.2%
		0	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	44.4%
		0	6	個人情報の取扱いについて、利用者や家族に説明している。	39.7%
	コメント			利用者に関する記録の管理について、個人情報保護規程により、管理責任者はがと定められ、利用者に関する記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関することや正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が定められている。新任職員に個人情報規程の説明を行い、守秘義務に関する誓約書を提出させて資料を配布している。暗対して所属管理責任者より、定期的に個人情報保護の取り扱いについて、教育や研行い、職員は個人情報保護規程を理解し遵守するように努めている。利用者や家がは、入所時に個人情報保護規程を理解し遵守するように努めている。利用者や家がは、入所時に個人情報保護規程を理解し連守するように努めている。利用者や家がは、入所時に個人情報保護規程を理解したのいて文書で説明し同意を得ている。個人情報保護規定に関して、管理責任者は職員に対し定期的な教育や研修を継続ことに期待したい。	R不護 保員に 所修を

		着眼 点		評 価 項 目	評価 結果
Α-	· 1	生活	支掠	質の基本と権利擁護	
A-	-1-(1) _	上活:	支援の基本	
46	A (1)	1)	刊用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	b
	判	а	利用	者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。	23.8%
	断	b	利用	者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫しているが、十分ではない。	38.1%
	基準	С	利用	者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫していない。	14.3%
	+	n			23.8%
		0	1	利用者の心身の状況と暮らしの意向等を把握・理解し、利用者一人ひとりに応じた生活となるよう支援している。	31.7%
		0	2	日々の支援において利用者の自立に配慮して援助を行うとともに、自立や活動参加への動機づけを行っている。	27.0%
	着	0	3	利用者の希望等を把握し、日中活動に反映するとともに、複数の活動メニューと社会参加に配慮したプログラムが実施されている。	17.5%
	眼	0	4	利用者一人ひとりの生活と心身の状況に配慮し、日中活動に参加できるよう工夫している。	27.0%
	点		5	利用者が日常生活の中で、役割が持てるように工夫している。	28.6%
		0	6	利用者一人ひとりに応じた生活となっているかを検討し、改善する取組が組織的に継続して行われている。	23.8%
		0	7	(特養)利用者の心身の状況に合わせ、快適な生活のリズムが整えられるよう支援している。	33.3%
		0	8	(特養)利用者の生活の楽しみについて配慮と工夫を行っている。	28.6%
		メント	•	利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方については、利用者の心身の状況やこでの生活環境、生活習慣等について家族や関係機関から情報を収集し、担当者会認意を得て、利用者一人ひとりに応じた施設サービス計画を作成し、支援されている用者の心身の状況に合わせて、機能訓練士による利用者の出来る部分に配慮した個能訓練計画が作成され、利用者は日常的に朝の体操や生け花、歌声サークルへ参加いる。希望する利用者には、車椅子マラソンに参加させるなど、活動的に過ごしてえるよう取り組んでいる。利用者一人ひとりに応じた生活は、サービス内容を多暗モニタリングを実施し、必要な場合は見直しを行い改善する仕組みが取られている型コロナ感染症の影響で活動が単調になっているが、少人数でのカラオケ大会の金敷地内の散歩などに取り組んでいる。 利用者一人ひとりの生活習慣を理解し日常生活の中で役割が持てる取組、及び和人ひとりの日課表があることが望まれる。	義る週四で戦るとで。別しも種。画同利機でらで新や

		着眼 点		評価項目	評価 結果
47	A 4	2	禾	川用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	b
	判	а	利用	者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。	42.9%
	断	b	利用	者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っているが、十分ではない。	38.1%
	基準	С	利用	者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っていない。	1.6%
	华	n			17.5%
		0	1	利用者の思いや希望を十分に把握できるよう、日々の支援場面などさまざまな機会、方法によりコミュニケーションを行っている。	44.4%
		0	2	利用者の思いや希望を把握し、その内容を支援に活かしている。	31.7%
			3	利用者の尊厳に配慮した接し方や言葉づかいが徹底されている。	33.3%
	着 眼		4	コミュニケーションの方法や支援について、検討・見直しが定期的に行われている。	30.2%
	点	0	5	話すことや意思表示が困難であるなど配慮が必要な利用者には、個別の方法でコミュニケーションを行っている。	30.2%
		0	6	(特養、通所介護、養護、軽費)利用者が話したいことを話せる機会をつくっている。	31.7%
		0	7	(特養、通所介護、養護、軽費)会話の不足している利用者には特に気を配り、日常生活の各場面でも話をしてもらえるようにしている。	30.2%
	П	メント	•	利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションとして、接遇委員会を設置し、業修で接遇研修を実施している。利用者への日々の支援の中で、挨拶や積極的な声がに配慮した支援を行っている。意思表示が困難な利用者には、ケアに入る前にかけをし、不安にさせないよう配慮し、表情や動作等などを観察しながら介助する努めている。居室担当制をとり、利用者の心身の状況に応じて、筆談ボードやモミフォンを使用して個別に対応し、日常生活の中で利用者と話せる機会を作っている用者からの相談がある場合は、その都度、相談室や利用者の居室で相談援助を行る。 利用者の心身の状況等に合わせて、全職員に対してコミュニケーションの研修のが望まれる。	掛けずよそって な声うシ利い

		着眼 点		評価項目	評価 結果				
A.	A-1-(2) 権利擁護								
48	A (5)	1	禾	川用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	С				
	判	а	権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。						
	断	b	_		0.0%				
	基準	С	権利	侵害の防止等に関する取組が十分ではない。	14.3%				
		n			28.6%				
			1	権利侵害の防止等のために具体的な内容・事例を収集・提示して利用者に周知している。	25.4%				
		0	2	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	31.7%				
	着 眼	0	3	原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法等を明確に定め、職員に徹底している。	44.4%				
	点		4	所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。	30.2%				
		0	5	権利侵害の防止等について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	25.4%				
		0	6	権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し理解・実践する仕組みが明確化されている。	31.7%				
	П	メント	•	利用者の権利侵害の防止等に関する取り組みについて、職員倫理委員会設置要係体拘束廃止対策委員会設置要領が定められ、委員長は施設長になっている。年2世理期自己チェックの実施や年1回の職員ヒアリング、年2回の高齢者虐待研修行している。やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を開催し、で情報を共有し、切迫性、非代替性、一時性の三要件を満たしているかどうか検討利用者や家族へ身体拘束の内容等、改善に向けた取組方法を詳細に文書で説明しても得て実施している。実施後は、毎月身体拘束等適正化委員会を開催し、身体拘束 早期解除に向けて、拘束等の必要性や方法を随時検討し、結果を記録して職員へよる仕組みが明確化されている。現在実施している事例について、長期間の身体拘束の実施が確認された。緊急を得ない身体拘束等を行う場合の3つの要件のうち一時性について再度の検討、及び員で身体拘束廃止に向けて徹底した取り組みと虐待に関する手順等の整備が望まる場合の3つの要件の方ち一時性について再度の検討、及び最近に対する事間等の整備が望まれておよりの表情が望まれています。	回を多討て束罰 やびの実職し確等知 む全倫施種、認のす を職				

		着眼 点		評価項目	評価 結果
A -		環境		を備 者の快適性への配慮	
49	A 6	1) 社	冨祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。	b
	判	а	福祉	施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。	31.7%
	断基		-	:施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮しているが、十分ではない。	47.6%
	準	С	福祉	:施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮を行っていない。	3.2%
		n			17.5%
		0	1	福祉施設の環境は清潔で、適温と明るい雰囲気が保たれている。	30.2%
	着	0	2	利用者にとって快適で、くつろいで過ごせる環境づくりの工夫を行っている。	28.6%
	眼点	0	3	環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。	27.0%
	<i>7</i> 113	0	4	(特養、養護、軽費)利用者の意向やこれまでの生活を尊重した過ごし方ができるよう、居室の環境等に配慮し支援している。	38.1%
	П	メント	`	施設の環境について、清掃は業者が行うが、行き届かない所は毎月、環境美化学があり、居室清掃、整理整頓、トイレ清掃の手順書に沿って取り組んでいる。居實 度計を設置し、空調の設定や暗い場所は蛍光灯を設置し、環境整備に努めている。 状況に合わせてベットの位置を調整し、居室内はカーテンで仕切っている。 敷地 リアフリーになっており、利用者の意向がある場合は施設周辺を車椅子で散歩でき うに努めている。 東エリアについては、職員から環境面での改善を求めるコメントが多数あがってる。利用者が快適にくつろいで過ごせるよう、さらなる環境の整備が望まれる。 の入り口のカーテンは結ばれており、中の個別トイレのカーテンは短いので、利用プライバシー保護の取り組みとして配慮が望まれる。	室 りき てト は身はる いイ

		着眼 点		評価項目	評価 結果					
A-	3	生活	支掠							
A-	A−3−(1) 利用者の状況に応じた支援									
50	A 7	1)]	\浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b					
	判	а	入浴	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	49.2%					
	断	b	入浴	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っているが、十分ではない。	30.2%					
	基準	С	入浴	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っていない。	1.6%					
	#	n			19.0%					
		0	1	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、入浴形態や方法を検討・確認し、入浴支援(入浴介助、清拭、見守り、声かけ等)を行っている。	50.8%					
		0	2	安全・快適に入浴するための取組を行っている。	58.7%					
			3	入浴の誘導や介助を行う際は、利用者の尊厳や感情(羞恥心)に配慮している。	52.4%					
		0	4	入浴を拒否する利用者については、利用者の状況に合わせ対応を工夫している。	55.6%					
		0	5	入浴方法等について利用者の心身の状況に合わせ、検討と見直しを行っている。	42.9%					
	着眼	0	6	入浴の可否の判断基準を明確にし、入浴前に健康チェックを行い、必要に応じて清拭等に代えるなどの対応をしている。	49.2%					
	点	0	7	(特養、通所介護、養護、軽費)心身の状況や感染症、意向等を踏まえて入浴順の配慮を行っている。	55.6%					
		0	8	(特養、通所介護)利用者が自力で入浴できる場合でも、安全のための見守りを行っている。	57.1%					
		0	9	(特養、通所介護、養護、軽費)利用者の心身の状況や意向に合わせた入浴形態・方法を実施するための浴槽、福祉用具等が用意されている。	39.7%					
		0	10	(特養、養護、軽費)利用者の健康状態等、必要に応じて、入浴日以外の日でも、入浴あるいはシャワー浴等ができる。	46.0%					
		0	11	(特養、養護、軽費)利用者の意向に応じて、入浴日を変更したり、入浴日以外の日でも、入浴あるいはシャワー浴等ができる。	39.7%					
	П	メント	•	入浴支援については、入浴介助の業務標準書があり、利用者の心身の状況等に会て、入浴前の検温や血圧測定などバイタルチェックを実施し、シャワーチェアーストレッチャー入浴の手順書に沿って実施されている。感染症など留意が必要な利は、最後に入ってもらうなど配慮している。入浴を拒否する利用者については、利の意向に合わせて、同性介助や入浴の時間や曜日を変更し、入浴日以外の日でも成心にてシャワー浴を行うなど対応している。体調不良が続いている利用者は、身体を確認しながら清拭で対応している。 男女一緒の入浴時は、カーテンで仕切り、移動の際はバスタオルを使い見えないに工夫しているが、入浴の曜日や時間帯をずらして入れるなど、男女別に対応するが望まれる。	入利利必本 ハ お					

		着眼 点		評価項目	評価 結果
51	A (8)	2	打	#せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b
	判	а	排せ	つの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	58.7%
	断	Ь	排せ	つの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っているが、十分ではない。	23.8%
	基準	C	排せ	つの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っていない。	0.0%
	'	n			17.5%
		0	1	利用者の心身の状況や意向を踏まえ、排せつのための支援、配慮や工夫がなされている。	54.0%
		0	2	自然な排せつを促すための取組や配慮を行っている。	44.4%
			3	トイレは、安全で快適に使用できるよう配慮している。	46.0%
	羊	0	4	排せつの介助を行う際には、利用者の尊厳や感情(羞恥心)に配慮している。	55.6%
	着眼	0	5	排せつの介助を行う際には、介助を安全に実施するための取組を行っている。	49.2%
	点	0	6	排せつの自立のための働きかけをしている。	44.4%
		0	7	必要に応じ、尿や便を観察し、健康状態の確認を行っている。	60.3%
		0	8	支援方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。	44.4%
		0	9	(特養、通所介護)尿意・便意の訴えやおむつ交換の要望に対して、できる限り早く対応できるようにしている。	52.4%
	П	メント	•	排泄の支援については、排泄委員会要綱が定められ、排泄介助の業務標準書に行われている。利用者の心身の状況や意向に合わせて、便が出ない利用者は、オリを提供し、水分摂取を多くし、日常の中で離床を促すなど、できるだけ薬に頼らた然の排泄を支援している。自然な排泄が難しい場合は、医師に相談して緩下剤を好てもらい、与薬している。オムツを使用している利用者には、日中はできる限りでの排泄を支援し、利用者の要望に応じて、待たせないように努めている。職員の介助が難しい場合は、二人で対応するなどの取組をしている。夜間はベッドのたポータブルトイレを設置し、利用者の意向や身体状況に合わせて排泄ができるよれのである。居室でのおむつ交換は、カーテンで仕切り利用者の尊厳や羞恥心に関れている。居室でのおむつ交換は、カーテンで仕切り利用者の尊厳や羞恥心に関われている。排泄介助の際は、排泄の観察を行い、便や尿がいつもと違うなど変化が合は看護師に報告している。トイレ入り口のカーテンは結ばれており、中の個別トイレのカーテンは短いの用者のプライバシー保護の取組が望まれる。排泄については、継続して医師や多り連携し、できる限り自然な排便ができるようさらなる取り組みが望まれる。	リな処トー黄う記め でゴい方イ人に取慮る 、糖自しレで りし場 利

		着眼 点		評価項目	評価 結果
52	A (9)	3) 移	多動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	b
	પ્રાથ	а	移動	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	52.4%
	判断	b	移動	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っているが、十分ではない。	25.4%
	基準	С	移動	支援を利用者の心身の状況に合わせて行っていない。	0.0%
	华	n			22.2%
		0	1	利用者の心身の状況、意向を踏まえ、できるだけ自力で移動できるよう支援を行っている。	49.2%
		0	2	移動の自立に向けた働きかけをしている。	42.9%
	¥	0	3	利用者の心身の状況に適した福祉機器や福祉用具が利用されている。	49.2%
	着 眼		4	安全に移動の介助を実施するための取組を行っている。	44.4%
	点	0	5	介助方法等について利用者の心身の状況に合わせて検討と見直しを行っている。	44.4%
		0	6	(特養、通所介護、養護、軽費)利用者が移動しやすい環境を整えている。	44.4%
		0	7	(特養、通所介護、養護、軽費)移動に介助が必要な利用者が移動を希望した際に、できる限り早く対応できるようにしている。	47.6%
	П	メント	`	できるなどの車椅子を選定して対応している。車椅子の取り扱いは、機能訓練士を 員にその都度説明して周知している。外出する利用者は、体調を確認し、身体状態所、家族の要望に応じて車椅子を選定している。施設内や敷地内はバリアフリーにており、利用者が希望した場合は、散歩などに対応できるように努めいている。 車椅子の取り扱いについて、職員間で情報共有を継続し、安全に移動介助を実施ための取り組みの強化、及び移動介助マニュアルに剥離等についての留意点の追認まれる。	兄や場 こなっ をする
A-	-3-(2	2) 1	き生:	括	
53	A 10	1) f	事をおいしく食べられるよう工夫している。	b
	यव	а	食事	をおいしく食べられるよう工夫している。	38.1%
	判断	b	食事	をおいしく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。	38.1%
	基準	C	食事	をおいしく食べられる工夫をしていない。	4.8%
	华	n			19.0%
		0	1	食事をおいしく、楽しく食べられるよう献立や提供方法を工夫している。	30.2%
	着	0	2	(特養、通所介護、養護、軽費)食事の環境と雰囲気づくりに配慮している。	30.2%
	眼点	0	3	(特養、通所介護、養護、軽費)衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	30.2%
			4	(特養、養護、軽費)食事を選択できるよう工夫している。	20.6%
	٦	メント	•	食事をおいしく食べられる工夫として、安全衛生管理規定により、衛生管理体制立され、業務標準書や配膳・食事介助の手順書に沿って実施されている。食事の野雰囲気づくりとして、東エリアの食卓周辺は暗かったので、蛍光灯を設置し、部屋るくするなど工夫している。利用者に食事を提供する際は、保温器のある配膳車を追温の食事を提供している。食事摂取状況を観察し、見直しが必要な場合は、管養士へ報告し、代替食や食事形態を変更する等の対応をしている。食事に関する利用者及び家族から改善を求める声が多く寄せられている。利用でで取り入れ、栄養面に配慮した食事の提供など、引き続き課題を検討し、組織をて利用者の意向に沿った食事提供の取組が望まれる。	環境を を を を 使理 の 意 き で で で き き き き き き き き き う こ う こ う こ う こ う こ う

		着眼 点		評価項目	評価 結果
54	A 11)	2	1	事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	а
	判	а	食事	の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。	68.3%
	断	b	食事	の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っているが、十分ではない。	14.3%
	基準	С	食事	の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っていない。	1.6%
	华	n			15.9%
		0	1	利用者の心身の状況、嚥下能力や栄養面に配慮した食事づくりと提供方法を工夫している。	57.1%
		0	2	利用者の食事のペースと心身の負担に配慮している。	54.0%
		0	3	利用者の心身の状況を適切に把握し、自分でできることは自分で行えるよう支援している。	58.7%
	着	0	4	経口での食事摂取を継続するための取組を行っている。	44.4%
	眼点	0	5	誤嚥、窒息など食事中の事故発生の対応方法を確立し、日頃から確認、徹底している。	47.6%
	<i>711</i>	0	6	食事提供、支援・介助方法等について利用者の心身の状況に合わせ、検討と見直しを行っている。	47.6%
		0	7	(特養、通所介護、訪問介護)食事、水分の摂取量を把握し、食事への配慮、水分補給を行っている。	54.0%
		0	8	(特養)利用者一人ひとりの栄養状態を把握し、栄養ケア計画を作成し、それに基づく栄養ケアマネジメントを 実施している。	46.0%
	٦	メント	`	ざみ食、粗きざみ食、小きざみ食、ミキサー食、経管栄養など、一人ひとりの身体に合わせて、食事形態を調整している。また栄養面や介助量の側面から確認し補助ハーフ食を取り入れ、栄養面に配慮した食事の提供に取り組んでいる。利用者の食べースを確認し、介助が必要な状態になった場合は配慮している。嚥下機能低下の性がある利用者については、管理栄養士や機能訓練士へ報告し、食事摂取評価を関し、日誌への記録や食事形態の検討を行っている。管理栄養士や介護職、看護師が連携を取り、情報共有を行い、日々の食事や水分の摂取量を確認し、月一回の体証を実施し、BMIを確認して利用者一人ひとりの栄養状態を把握し、栄養ケア計画成して実施している。	力食の 食事可施ど測 やの能で定
55	A 12	3	禾	川用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	а
	判	а	利用	者の状況に応じた口腔ケアを行っている。	49.2%
	断	b	利用	者の状況に応じた口腔ケアを行っているが、十分ではない。	33.3%
	基準	С	利用	者の状況に応じた口腔ケアを行っていない。	3.2%
	+	n			14.3%
		0	1	利用者が口腔機能の保持・改善に主体的に取組むための支援を行っている。	49.2%
		0	2	職員に対して、口腔ケアに関する研修を実施している。	49.2%
	着眼	0	3	(特養、通所介護、養護、軽費)歯科医師、歯科衛生士の助言・指導を受けて、口腔状態及び咀嚼嚥下機能の定期的なチェックを行っている。	47.6%
	点	0	4	(特養、通所介護)利用者の口腔清掃の自立の程度を把握し、一人ひとりに応じた口腔ケアの計画を作成し、 実施と評価・見直しを行っている。	23.8%
		0	5	(特養、通所介護)口腔機能を保持・改善するための取組を行っている。	28.6%
		0	6	(特養)食後や就寝前に、利用者の状況に応じた口腔ケア及び口腔内のチェックが実施されている。	42.9%
	٦	メント	•	利用者の状況に応じた口腔ケアについては、口腔衛生指針が定められ、定期的なケア委員会を開催し、多職種で情報共有を行い課題について取り組んでいる。口服業務標準書に沿って利用者一人ひとりの身体状況に合わせ、施設サービス計画にアが位置付けられている。職員に対して、定期的な口腔ケアに関する研修の実施と1回の歯科診療を利用し、歯科衛生士による職員への口腔ケアの指導、助言を得用者の毎食後の口腔ケアと口腔内のチェックを実施し、誤嚥性肺炎予防に取り組みる。毎日、利用者の義歯の有無を確認し、歯ブラシの交換や入れ歯の洗浄等を行る。	空口とていていている。

		着眼 点		評価項目	評価 結果				
A-	A-3-(3) 褥瘡発生予防・ケア								
56	A (13)	1) 初	辱瘡の発生予防・ケアを行っている。 	b				
	判	а	褥瘡	の発生予防・ケアを行っている。	61.9%				
	断	b	褥瘡	fの発生予防・ケアを行っているが、十分ではない。	20.6%				
	基準	С	褥瘡	の発生予防・ケアを行っていない。	0.0%				
	华	n			17.5%				
		0	1	褥瘡対策のための指針を整備し、褥瘡の予防についての標準的な実施方法を確立し取組んでいる。	54.0%				
		0	2	標準的な実施方法について職員に周知徹底するための方策を講じている。	54.0%				
	着	0	3	褥瘡予防対策の関係職員が連携して取組んでいる。	60.3%				
	眼点	0	4	褥瘡発生後の治癒に向けたケアが行われている。	61.9%				
	灬		5	褥瘡ケアの最新の情報を収集し、日常のケアに取り入れている。	46.0%				
		0	6	(特養)褥瘡を食事面から予防するために、利用者一人ひとりの食事の摂取状況の確認、栄養管理を行っている。	52.4%				
	П	メント	•	標瘡の発生予防・ケアとして、褥瘡対策に関する指針が定められ、毎月褥瘡対策会が開催されている。褥瘡がある利用者については、褥瘡対策員会で情報を共有議し、改善に向けて検討している。委員会で協議した結果は記録し、職員へ周知る。褥瘡がある利用者は、医師と連携し、医師の指示のもと看護師が褥瘡の処置い、福祉用具の使用や介助方法、栄養面での支援など、多職種で情報を共有し、込ながら褥瘡の改善、治癒に向けて取り組んでいる。褥瘡の早期発見として褥瘡状態表を活用している。 褥瘡対策について、褥瘡委員会で改善に向けて対応しているが、褥瘡発生状況も含む)は入所者の10%台(調査時点で11名)で推移している。褥瘡のあるれの改善対策として、医師と連携し、多職種共同で褥瘡ケアに関する栄養面や皮膚の、介助方法などの強化、及び予防対策の徹底した取組が望まれる。	ししを連悲 (利でて行携判 再用協い し定 発者				

		着眼 点		評価項目	評価結果	
A-	-3-(4		】 で 護	職員等による喀痰吸引・経管栄養	和一个	
57	A (14)	(1) てい		↑護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っ	b	
Ì	यव	а	介護	職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し取組を行っている。	55.6%	
	判 断	b	介護	職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制と取組が、十分ではない。	14.3%	
	基準	C	介護	職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制が確立していない。	1.6%	
	华	n			28.6%	
		0	1	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養の実施についての考え方(方針)と管理者の責任が明確であり、実施 手順や個別の計画が策定されている。	44.4%	
	着	0	2	喀痰吸引・経管栄養は、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。	46.0%	
	眼点	0	3	医師や看護師の指導・助言のもと安全管理体制が構築されている。	49.2%	
	w		4	介護職員等の喀痰吸引・経管栄養に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。	27.0%	
			5	介護職員等の喀痰吸引・経管栄養の研修の機会を確保し、実施体制の充実・強化をはかっている。	33.3%	
		メント	•	告書を作成している。16名の介護職員が喀痰吸引の講習を受講し、日中の喀痰吸経管栄養の実施は、看護師を中心に対応し、夜間は看護師の指導・助言を受けて多員が実施している。 喀痰吸引が必要な利用者が20%弱おり、喀痰吸引・経管栄養に関する職員研修化、及び看護師による個別指導等のさらなる取り組みが望まれる。	介護職	
Δ-	-3-(5) 機能訓練、介護予防					
	-3-(5 A 15	1)	川用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	b	
	A ①	(1)) 禾 利用	リ用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	30.2%	
	A ⑤ 判 断	a b) 禾 利用 利用	引用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。	30.2% 44.4%	
	A ①	a b c) 禾 利用 利用	リ用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。	30.2% 44.4% 1.6%	
	A ① 判断基	a b c	利用利用機能	明用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。	30.2% 44.4% 1.6% 23.8%	
	A ① 判断基	a b c n	利用 利用 機能 1	リ用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取組むための支援を行っている。	30.2% 44.4% 1.6% 23.8% 30.2%	
	A ⑤ 判断基準	a b c n O	利用 利用 機能 1 2	 川用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取組むための支援を行っている。 利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。 	30.2% 44.4% 1.6% 23.8% 30.2% 50.8%	
- 1	A ① 判断基	a b c n O O	利用 利用 機能 1 2 3	リ用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取組むための支援を行っている。	30.2% 44.4% 1.6% 23.8% 30.2% 50.8% 39.7%	
- 1	A (15) 判断基準 着眼	a b c n O O O	利用 利用 機能 1 2 3	別用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取組むための支援を行っている。 利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。 (特養、通所介護、訪問介護)日々の生活動作の中で、意図的な機能訓練や介護予防活動を行っている。	30.2% 44.4% 1.6% 23.8% 30.2% 50.8% 39.7%	
	A (15) 判断基準 着眼	a b c n O O	利用 利用 機能 1 2 3	用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。 者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 書の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っているが、十分ではない。 訓練や介護予防活動を行っていない。 利用者が生活の維持や介護予防に主体的に取組むための支援を行っている。 利用者の状況に応じて、機能訓練や介護予防活動について、専門職の助言・指導を受けている。 (特養、通所介護、訪問介護)日々の生活動作の中で、意図的な機能訓練や介護予防活動を行っている。 (特養、通所介護、養護、軽費)一人ひとりに応じた機能訓練や介護予防活動を計画的に行い、評価・見直しをしている。	30.2% 44.4% 1.6% 23.8% 30.2% 50.8% 39.7% 39.7% 38.1%	

		着眼 点		評価項目	評価 結果					
A·	A-3-(6) 認知症ケア									
59	A 16	1	認知症の状態に配慮したケアを行っている。							
	判	а	認知	1症の状態に配慮したケアを行っている。	25.4%					
	断	b	認知	1症の状態に配慮したケアを行っているが、十分ではない。	44.4%					
	基準	С	認知	症の状態に配慮したケアを行っていない。	4.8%					
	+	n			25.4%					
		0	1	利用者一人ひとりの日常生活能力や機能、生活歴について適切にアセスメントを行っている。	41.3%					
			2	あらゆる場面で、職員等は利用者に配慮して、支持的、受容的な関わり・態度を重視した援助を行っている。	36.5%					
	着	0	3	行動・心理症状(BPSD)がある利用者には、一定期間の観察と記録を行い、症状の改善に向けたケアや生活上の配慮を行っている。	33.3%					
	眼		4	職員に対して、認知症の医療・ケア等について最新の知識・情報を得られるよう研修を実施している。	12.7%					
	点	0	5	(特養、通所介護、養護、軽費)認知症の利用者が安心して落ち着ける環境づくりの工夫を行っている。	31.7%					
		0	6	(特養、通所介護、養護、軽費)利用者一人ひとりの症状に合わせ、個人あるいはグループで継続的に活動できるよう工夫している。	22.2%					
		0	7	(特養、通所介護、養護、軽費)医師及び看護師等の関係職員との連携のもと、行動・心理症状(BPSD)について分析を行い、支援内容を検討している。	22.2%					
	コメント			認知症の状態に配慮したケアについては、入所の際に家族及び入所前に関わった機関より情報収集を行い、多職種でアセスメントを実施し、施設サービス計画を作ている。入所後はケアプラン作成の手順に沿って、多職種でアセスメントを実施し直しを行っている。居室には名前を掲示し、要望に応じて居室の変更や同室者のおせに配慮している。施設内はバリアフリーになっており、利用者の行動が抑制さとなく、各居室から食堂やトイレに行ける。敷地内もバリアフリーになっており用者の意向に添って車椅子での散歩などの対応に努めている。利用者の心身の状況わせて、多職種で情報を共有し、医師と連携しながら支援している。認知症の状態に配慮したケアについて、利用者に配慮した支持的、受容的な関が応、及び認知症ケアの研修の実施、より多くの職員が認知症ケアについて学び、高い支援ができる取組と認知症ケアマニュアルの整備が望まれる。	作 成 、 みれ 、に り の の の の の の の の の の の の の					

		着眼 点		評価項目	評価 結果			
A·	A-3-(7) 急変時の対応							
60	A 17)	1)	刊用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	b			
	判	а	利用	者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。	60.3%			
	断	b	利用	者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っているが、十分ではない。	22.2%			
	基準	С	利用	者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立していない。	0.0%			
	#	n			17.5%			
		0	1	利用者の体調変化に気づいた場合の対応手順、医師・医療機関との連携体制を確立し、取組んでいる。	61.9%			
		0	2	日々の利用者の健康確認と健康状態の記録を行っている。	55.6%			
	着	0	3	利用者の体調変化や異変の兆候に早く気づくための工夫をしている。	54.0%			
	眼点		4	職員に対して、高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用等に関する研修を実施している。	17.5%			
	ж		5	体調変化時の対応について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	28.6%			
		0	6	(特養、通所介護、養護、軽費)利用者の状況に応じて、職員が適切に服薬管理または服薬確認をしている。	57.1%			
	П	メント	•	利用者の体調変化に迅速に対応するための手順の確立と取組については、各部に置された「緊急時、夜間対応フローシート」に沿って対応し、医療機関と連携しる。日々の利用者の健康状態は必要に応じて「行動観察記録」に記載されている。者を3つのエリアに分けて支援し、利用者の状況は日誌や申し送りで多職種が連接とともに、各エリアの夜勤者を2人体制にするなど、体調変化や異変の兆候に早くための工夫をしている。配薬・与薬の手順書を作成し、服薬管理は看護師が行る。 高齢者の健康管理や病気、薬の効果や副作用、体調変化時の対応等については、や個別の指導等によって職員に周知徹底することが望まれる。	ていります。			

		着眼 点		評価項目	評価 結果
A-	-3-(8	3) 糸	表	朝の対応	
61	A (18)	1)	川用者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。	b
	判	а	利用	者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。	25.4%
	断	b	利用	者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。	31.7%
	基準	O	利用	者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立していない。	3.2%
	4	n			39.7%
			1	利用者が終末期を迎えた場合の対応について方針と手順が明らかになっている。	28.6%
			2	医師・医療機関等との必要な連携体制を確立している。	41.3%
	着 眼	0	3	利用者及び家族に終末期を迎えた場合の意向の確認と福祉施設・事業所での対応・ケアについて説明し、対応している。	31.7%
	点	0	4	職員に対して、終末期のケアに関する研修を実施している。	14.3%
		0	5	終末期のケアに携わる職員や利用者の担当職員等に対して、精神的なケアを実施している。	11.1%
		0	6	(特養、養護、軽費)利用者・家族から希望があった場合に、利用者の状況に応じてできる限り施設での終末期のケアを行う体制を整え取組を行っている。	28.6%
	П	メント	•	利用者が終末期を迎えた場合の対応については、業務標準書「ターミナルケア」成されている。法人としては看取りに取り組んでいないが、中部病院地域ケア科の協力により実施した実績がある。看取りの実施に際しては、退院後のカンファにで医師からの説明を受け、今後の対応を決めて、家族に「看取り介護、医療の同意について説明し、同意を得て実施している。終末期のケアに携わる職員に対する料なケアとして、法人が医師によるグリーフケアを含む看取りの研修を実施し、看取りった職員には、施設長や介護課長が労いの言葉をかけている。法人の看取りが研修を介護支援専門員が受講している。利用者・家族から希望があった場合、医育療機関の協力体制が得られる場合は、施設で終末期のケア(看取り)を行うことに 京機関の協力体制が得られる場合は、施設で終末期のケア(看取り)を行うことになる。 利用者が終末期を迎えた場合の対応について、方針の明文化及び医師・医療機関の必要な連携体制の確立が望まれる。	のノ気情反ケ币こ医ン書神りア・し師ス」的にの医て

		着眼 点		評価項目	評価 結果
A -	4	家族	等と	との連携	
A-	-4-(1) 🤰	家族:	等との連携	
62	A 19	1		刊用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	а
	判	а	利用	者の家族等との連携と支援を適切に行っている。	65.1%
	断	b	利用	者の家族等との連携と支援を行っているが、十分ではない。	14.3%
	基準	С	利用	者の家族等との連携と支援を行っていない。	0.0%
	华	n			20.6%
		0	1	家族に対し、定期的及び変化があった時に利用者の状況を報告している。	58.7%
	着	0	2	利用者の状況など報告すべき事項は、必ず家族に伝わるよう伝達方法を工夫している。	50.8%
	眼	0	3	家族に対し、サービスの説明をしたり、要望を聞く機会を設けている。	49.2%
	点	0	4	家族との相談を定期的及び必要時に行っている。また、その内容を記録している。	49.2%
		0	5	(特養、養護、軽費)利用者と家族がつながりをもてるよう、取組や工夫をしている。	38.1%
	コメント		•	利用者の家族等との連携と支援について、利用者の状況は面会時やサービス担意議で報告し、利用者の状況が変化した場合は、生活相談員が家族に随時、報告しる。面会時やサービス担当者会議、家族会等は、家族に提供するサービスの説明を要望を聞く機会としている。家族代表者で構成する法人の運営協議会に参加して述べ、意見箱や毎年の家族アンケートからも要望等を把握している。意見箱に寄た相談や意見等は「希望の声つづり」として対応結果を記録・保存し、東エリアに「食事環境を考えてほしい」等の苦情に対しては、検討結果をエリアの全家族にすいる。サービス担当者会議の記録には利用者や家族の要望が記載されている。チやカジマヤー等の行事に家族も招待して利用者と家族がつながりを持てるようしている。定期的に広報誌を全家族に郵送しており、家族がいない利用者は、成代人と連携して支援している。今回の第三者評価調査受審時の家族アンケートで、の要望・意見の聴取」や「介護計画の説明」、「家族への報告」、「職員は話したの要望・意見の聴取」や「介護計画の説明」、「家族への報告」、「職員は話したの要望・意見の聴取」や「介護計画の説明」、「家族への報告」、「職員は話したの方」で、「ないずれも90%以上の高い評価を得ていている。」に、「この施設を選んで良かった」をがいずれも90%以上の高い評価を得ていていていていていていていていていていていていていている。	てを意せか郵トこ年「やいし見らら送一配後家すてをれのしカ慮見族